

揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com/>

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 平成31年度（令和元年度）予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場の利用状況
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 第1号被保険者の介護保険料
- 8 ● 介護保険ってなに!?
- 介護保険負担割合証更新のお知らせ

天空の茶畑(揖斐川町春日六合)

揖斐川町春日六合の上ヶ流地区には西美濃のマチュピチュと称されることもある、「天空の茶畑」があります。遊歩道を登ると、標高300メートルほどの中腹から山頂にかけて綺麗に段々と茶畑が広がっており、誰もがその感動的な美しさに思わず見とれてしまいます。

No.39

令和元年6月1日発行

揖斐広域連合議会だより

平成31年第1回定例会が2月15日に開催され、平成31年度予算などの議案が原案どおり可決されました。

提出議案



◎平成31年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ67億1,000万円の前年比3.2%の増額となりました。各会計予算の詳細は次頁をご覧ください。

◎揖斐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について

平成31年度から揖斐広域連合老人福祉施設尚和園の運営を直営から指定管理者制度に移行することなどにより、職員定数を57名から36名に削減しました。

◎揖斐広域連合老人福祉施設特別会計条例を廃止する条例について

平成31年度から老人福祉施設尚和園は経理も含めて指定管理者が運営するため、特別会計を廃止しました。

◎揖斐広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例について

老人福祉施設特別会計の廃止にあわせ、この会計に係る財政調整基金を廃止しました。

◎揖斐広域連合老人福祉施設整備基金条例の一部を改正する条例について

特別会計を廃止したため、老人福祉施設整備基金を一般会計に属させるよう改正しました。

◎揖斐広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

来年4月1日から施行される改正後の地方公務員法の規定に先んじ、非常勤特別職と位置づけてきた一部の職を本年4月から外すなどの改正を行いました。

◎平成30年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出それぞれ97万4千円を

増額し、補正後の予算総額は2億8,250万円となりました。

◎平成30年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ885万8千円を増額し、補正後の予算総額は67億6,947万6千円となりました。

◎平成30年度揖斐広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ815万5千円を増額し、補正後の予算総額は2億6,808万5千円となりました。

【お知らせ】

本年4月から「特別養護老人ホーム尚和園」は指定管理者である「社会福祉法人 浩仁会」が運営しています。

◎平成31年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ3億7,763万4千円の前年比34.2%の増額となりました。

平成31年度(令和元年度) 予算状況

第1回定例会で議決された、各会計予算の内容をお知らせします。

一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、3町からの負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、総務費と広域斎場の運営等にかかる衛生費・公債費、老人福祉施設の維持管理にかかる民生費などです。
- ・一般会計の総額は377,634千円で、前年度より96,160千円の増額となります。(34.2%)

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(3町負担金)、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金です。
- ・歳出の主な内容は、保険給付費、地域支援事業費などです。
- ・介護保険特別会計の総額は、6,710,000千円で、前年度より207,244千円の増額となります。(3.2%)

老人福祉施設特別会計

- ・施設の運営を指定管理者に委ねることとしたため、特別会計を廃止しました。
- ・維持管理費のうち、本連合が負担する経費は、一般会計に計上しました。

一般会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成31年度	平成30年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	263,760	237,874	10.9
2. 使用料及び手数料	34,596	31,772	8.9
3. 国庫支出金	13,621	4,139	229.1
4. 県支出金	6,812	2,069	229.2
5. 財産収入	581	484	20.0
6. 繰入金	5,000	3,000	66.7
7. 繰越金	2,023	2,023	0.0
8. 諸収入	51,241	113	45,246.0
合計	377,634	281,474	34.2

歳出

科目	平成31年度	平成30年度	増減率(%)
1. 議会費	362	369	△1.9
2. 総務費	118,534	113,835	4.1
3. 民生費	99,777	8,995	1,009.2
4. 衛生費	95,662	95,141	0.5
5. 農林水産業費	1,343	1,179	13.9
6. 公債費	59,956	59,955	0.0
7. 予備費	2,000	2,000	0.0
合計	377,634	281,474	34.2

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

科目	平成31年度	平成30年度	増減率(%)
1. 保険料	1,517,924	1,532,292	△0.9
2. 分担金及び負担金	948,898	895,224	6.0
3. 使用料及び手数料	150	150	0.0
4. 国庫支出金	1,470,571	1,436,102	2.4
5. 支払基金交付金	1,730,161	1,691,717	2.3
6. 県支出金	952,938	928,883	2.6
7. 財産収入	30	25	20.0
8. 繰入金	27,246	8,278	229.1
9. 繰越金	61,997	10,000	520.0
10. 諸収入	84	84	0.0
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	6,710,000	6,502,756	3.2

歳出

科目	平成31年度	平成30年度	増減率(%)
1. 総務費	116,333	85,355	36.3
2. 保険給付費	6,304,758	6,145,565	2.6
3. 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	272,728	259,240	5.2
5. 公債費	50	50	0.0
6. 諸支出金	2,052	2,003	2.4
7. 予備費	14,078	10,542	33.5
合計	6,710,000	6,502,756	3.2

揖斐広域斎場利用状況(平成30年度)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	22	24	21	29	29	22	27	30	37	33	36	33	343
大野町	20	27	15	15	15	17	22	19	20	31	13	22	236
池田町	13	10	11	14	8	12	12	13	22	12	11	17	155
その他	4	4	6	5	0	5	9	3	9	9	2	5	61
合計	59	65	53	63	52	56	70	65	88	85	62	77	795

●施設別利用状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	15	12	11	8	12	14	15	11	15	10	14	13	150
蓮の間(通夜・告別式)	7	9	3	7	4	4	7	6	10	10	6	9	82
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
蓮の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊・蓮の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待合い洋室	33	37	24	28	25	27	36	36	42	43	31	36	398
待合い和室	7	8	5	6	6	9	14	6	13	11	10	9	104
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祭壇	22	21	14	15	16	18	22	18	25	20	20	22	233
合計	84	87	57	64	63	72	94	78	105	94	81	89	968

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	10	17	14	15	19	14	15	15	13	19	11	9	171
大野町	12	14	16	17	9	15	20	21	28	25	20	15	212
池田町	12	11	15	20	15	11	17	22	18	17	22	13	193
合計	34	42	45	52	43	40	52	58	59	61	53	37	576



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(平成31年2月末現在)

(単位:人)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同月 B	比較 A-B	
第1号被保険者	7,893	6,490	6,631	21,014	20,785	229	
内訳	65歳以上75歳未満	3,695	3,459	3,424	10,578	10,646	△68
	75歳以上	4,198	3,031	3,207	10,436	10,139	297

表2 要介護・要支援認定申請の状況(平成30年4月～平成31年2月までの累計)

(単位:件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
新規申請	264	202	225	691	703	△12
区分変更申請	179	121	114	414	294	120
更新申請	406	303	297	1,006	2,223	△1,217
合計	849	626	636	2,111	3,220	△1,109

・平成30年4月から平成31年2月までの認定申請は、2,111件で前年同期間より1,109件減少しています。

・申請のうち、新規申請が691件、区分変更申請が414件、更新申請が1,006件です。

・更新申請の有効期間を2年にしたことにより、更新申請の件数が前年に比べて大幅に減少しています。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(平成30年4月～平成31年2月までの累計)

(単位:回、件)

区分	揖斐川町	大野町	池田町	合計 A	前年同期間 B	比較 A-B
審査会開催数				105	132	△27
非該当	0	1	3	4	14	△10
要支援1	33	36	40	109	184	△75
要支援2	88	67	62	217	411	△194
要介護1	176	124	113	413	749	△336
要介護2	149	100	117	366	785	△419
要介護3	158	96	116	370	498	△128
要介護4	129	90	87	306	305	1
要介護5	108	97	80	285	280	5
合計	841	611	618	2,070	3,226	△1,156

・平成30年4月から平成31年2月までに審査会を105回開催し、2,070件の審査判定を行いました。そのうち、4件が非該当と判定されました。

表4 要介護・要支援認定者の状況(平成31年2月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比	
第1号被保険者	51	162	282	287	230	150	131	1,293	98.1%	
内訳	65歳以上75歳未満	5	19	19	19	18	16	14	110	8.3%
	75歳以上	46	143	263	268	212	134	117	1,183	89.8%
第2号被保険者	0	5	4	6	4	4	2	25	1.9%	
合計	51	167	286	293	234	154	133	1,318	100.0%	
介護度別構成比	3.9%	12.6%	21.7%	22.2%	17.8%	11.7%	10.1%	100.0%		

(2) 大野町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比	
第1号被保険者	52	108	207	183	147	96	96	889	97.5%	
内訳	65歳以上75歳未満	4	17	23	25	11	9	11	100	11.0%
	75歳以上	48	91	184	158	136	87	85	789	86.5%
第2号被保険者	2	1	4	6	5	2	3	23	2.5%	
合計	54	109	211	189	152	98	99	912	100.0%	
介護度別構成比	5.9%	12.0%	23.1%	20.7%	16.7%	10.7%	10.9%	100.0%		

(3) 池田町

(単位:人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	構成比	
第1号被保険者	47	80	186	226	181	113	92	925	98.5%	
内訳	65歳以上75歳未満	9	8	23	21	16	15	15	107	11.4%
	75歳以上	38	72	163	205	165	98	77	818	87.1%
第2号被保険者	1	2	0	3	2	4	2	14	1.5%	
合計	48	82	186	229	183	117	94	939	100.0%	
介護度別構成比	5.1%	8.7%	19.8%	24.4%	19.5%	12.5%	10.0%	100.0%		

(4) 合計

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	150	350	675	696	558	359	319	3,107	98.0%
内 訳	65歳以上75歳未満	18	44	65	65	45	40	317	10.0%
	75歳以上	132	306	610	631	513	279	2,790	88.0%
第2号被保険者	3	8	8	15	11	10	7	62	2.0%
合 計	153	358	683	711	569	369	326	3,169	100.0%
介護度別構成比	4.8%	11.3%	21.6%	22.4%	18.0%	11.6%	10.3%	100.0%	

- ・平成31年2月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が3,107人、第2号被保険者が62人で合計3,169人となっています。
- ・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が317人(全体の10.0%)、75歳以上の第1号被保険者が2,790人(全体の88.0%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が62人(全体の2.0%)となっています。
- ※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(平成30年3月～平成31年2月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費です。

(単位：千円)

種 類	揖斐川町	大野町	池田町	合 計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	936,910	611,435	677,269	2,225,614	37.0%	2,214,337
訪問介護	93,412	66,640	70,782	230,834	3.8%	227,078
訪問入浴	17,979	10,649	7,913	36,541	0.6%	35,551
訪問看護	48,555	21,641	17,722	87,918	1.5%	86,224
訪問リハビリテーション	6,572	8,884	7,285	22,741	0.5%	22,434
居宅療養管理指導	11,647	6,850	8,399	26,896	0.4%	24,790
通所介護	265,417	63,800	195,745	524,962	8.7%	530,869
通所リハビリテーション	120,216	229,679	102,239	452,134	7.5%	470,383
短期入所生活介護	99,545	27,513	72,570	199,628	3.3%	219,179
短期入所療養介護	73,621	56,867	27,564	158,052	2.6%	132,105
福祉用具貸与	63,449	41,652	46,280	151,381	2.5%	144,213
福祉用具購入費	2,953	2,105	2,075	7,133	0.1%	7,781
住宅改修費	7,524	6,213	5,191	18,928	0.3%	21,249
特定施設入居者生活介護	9,575	735	35,423	45,733	0.8%	39,382
予防・介護サービス計画費	116,445	68,207	78,081	262,733	4.5%	253,099
② 地域密着型(介護予防)サービス	564,238	439,932	381,534	1,385,704	23.0%	1,397,921
認知症対応型通所介護	18,920	17,189	28,278	64,387	1.1%	68,213
小規模多機能型居宅介護	30,997	31,863	36,137	98,997	1.6%	102,908
認知症対応型共同生活介護	325,255	208,245	224,682	758,182	12.5%	759,565
地域密着型老人福祉施設	117,432	169,680	88,435	375,547	6.2%	376,787
地域密着型通所介護	71,634	12,955	4,002	88,591	1.5%	90,448
③ 施設サービス	930,405	554,283	603,842	2,088,530	34.7%	2,160,193
介護老人福祉施設	471,810	228,551	309,590	1,009,951	16.8%	1,015,197
介護老人保健施設	457,078	325,732	294,082	1,076,892	17.9%	1,064,962
介護療養型医療施設	1,517	0	170	1,687	0.02%	80,034
④ 高額サービス費	47,705	34,452	30,225	112,382	1.9%	113,767
⑤ 特定入所者サービス費	87,473	59,807	40,157	187,437	3.0%	198,330
⑥ 高額医療合算介護サービス費	7,554	4,519	3,923	15,996	0.3%	15,655
合 計 (① ~ ⑥)	2,574,285	1,704,428	1,736,950	6,015,663	100.0%	6,100,203

- ・平成30年3月から平成31年2月までの給付費の総額は6,015,663千円となっており、前年と比較して84,540千円の減となっています。
- ・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,225,614千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,385,704千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,088,530千円となっています。
- ※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護保険サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に平成31年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方 23%	保険料 40~64歳の方 27%	公費 国・県・市 50%
-----------------------	------------------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の23%を保険料として負担していただきます。

○65歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{「損妻広域連合で必要な介護サービスの総費用」} \times \text{「65歳以上の方の負担分(23\%)」} \div \text{「損妻広域連合管内に住む65歳以上の方の人数」} = \text{「保険料の基準額」}$$

平成31年度の基準年額は **72,000円** になります。

平成31年度の介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.375	27,000円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.625	45,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.725	52,200円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	64,800円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	72,000円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	86,400円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	93,600円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	108,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.7	122,400円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
※第1~3段階は、消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料率および保険料です。

介護保険ってなに!?



「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢者社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだまだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介させていただきます。

● 介護保険とは…

日本国民全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、揖斐広域連合から介護保険被保険者証が交付されます。

また、要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

介護が必要となった人は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

● 医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

● 64歳まで納めた記憶がないのですが？

40歳から64歳まではそれぞれの方が加入している健康保険と一緒に収めています。65歳になると、揖斐広域連合へ健康保険とは別に納めていただくことになります。

● 介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

● 普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、約半年から1年程度の準備期間が必要となります。約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。なお、納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

● 65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目から各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆ 揖斐広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。

◆ 不明な点、質問等がありましたら、担当係までご連絡ください。
揖斐広域連合 介護保険課 保険係 0585-23-0188

● 介護保険負担割合証更新のお知らせ ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が平成31年7月31日までとなっています。8月1日以降も認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月下旬に送付します。8月以降にサービスを利用されるときは、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。

